

茨城県学校長会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、茨城県学校長会といい、事務所を水戸市大場町933-1教育プラザいばらき内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡協調を密にし、機能の向上、教育諸条件の改善を図り、もって本県教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校経営及び教育行財政に関すること。
- (2) 会員の研修に関すること。
- (3) 教職員の地位、待遇の向上等に関すること。
- (4) 教育上必要な研究調査に関すること。
- (5) 教育振興の世論喚起に関すること。
- (6) 各種団体及び諸機関との連絡提携に関すること。
- (7) その他必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 この会は、県内の市町村立の小中学校長及び中学校長をもって組織する。

2 郡市に組織されている校長会を支部とする。

3 この会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 小学校部会
- (2) 中学校部会

4 この会に次に掲げるブロック協議会を置く。

- (1) 中央ブロック協議会
- (2) 県北ブロック協議会
- (3) 県東ブロック協議会
- (4) 県南ブロック協議会
- (5) 県西ブロック協議会

第3章 役員

第5条 この会に次の役員を置く。ただし、会長及び副会長は、小学校長及び中学校長それぞれ同数で構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 5名
- (4) 評議員 若干名
- (5) 常任評議員 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、重要事項を審議する。
- 5 常任評議員は、常任評議員会を組織し、緊急を要する事項及び評議員会から委任された事項を審議する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再選することができる。

- 2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長、副会長及び監事は、評議員会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。ただし、当該年度内に欠員を生じた場合は、その補欠の役員は常任評議員会で選出し、評議員会の承認を得る。

- 2 評議員は、支部ごとに選出し、会員15名につき1名とし、端数は切り捨てるものとし、うち1名は、支部の校長会長をもって充てる。ただし、その数が2名に満たない支部にあっては2名とする。支部運営上の都合により、当分の間、東茨城郡支部は1名増とする。
- 3 常任評議員は、各支部の校長会長を充てる。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会に特別功勞のあった者の中から会長が推薦し、評議員会の承認を経て委嘱する。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 この会の会議は、総会、評議員会及び常任評議員会とする。

(会議の招集)

第11条 前条の会議は、会長が招集する。

(会議の権能)

第12条 総会は、最高の決議機関で、毎年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めたとときは、臨時にこれを開催することができる。

2 評議員会は、総会に次ぐ決議機関で重要事項を審議する。

3 常任評議員会は、緊急を要する事項及び評議員会から委任された事項を審議する。

(議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決する。

(1) 予算、決算及び事業計画に関すること。

(2) 役員承認に関すること。

(3) 会則の変更及び解散に関すること。

(4) その他この会の重要事項に関すること。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案に関すること。

(2) 会長、副会長及び監事選出に関すること。

(3) 補欠の役員承認に関すること。

(4) その他この会の比較的重要な事項に関すること。

3 常任評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 緊急を要する事項に関すること。

(2) 評議員会より委任された事項に関すること。

(3) 会長、副会長及び監事の選考に関すること。

(4) 補欠の役員選出に関すること。

(5) この会と支部、支部相互の連絡調整に関すること。

(6) その他必要な事項に関すること。

(議長)

第14条 総会、評議員会及び常任評議員会の議長は、その会議の構成員の中から選出する。

(議決)

第15条 会議は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第16条 この会に次に掲げる専門委員会を置き、会務を分掌する。

(1) 行財政委員会

(2) 法制委員会

(3) 調査研究委員会

(4) 広報委員会

(5) Web ページ運営委員会

2 会長が必要と認めたとときは、別の専門委員会を置くことができる。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 この会に事務局を置く。

(職員)

第18条 事務局に事務局長及び職員を置く。

(任免)

第19条 事務局長及び職員は、評議員会の承認を経て会長が任免する。

事務局職員任用規程並びにこれに伴う給与等規程は別に定める。

(職務)

第20条 事務局長は、会長の指示に従い、会務を統理する。

2 職員は、事務局長の指示に従い、会務を処理する。

第7章 会計

(経費)

第21条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金等の収入をもって充てる。

2 会費は別に定める。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑則

(委任)

第23条 この会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定め、総会に報告するものとする。

付 則

- この会則は、昭和27年4月1日から実施する。
- 本会則の改正については昭和52年1月28日の臨時総会で議決し、昭和52年4月1日から実施する。
- 昭和57年5月7日総会で一部改正、4月1日より実施する。
- 平成5年5月11日総会で一部改正、4月1日より実施する。
- 平成10年5月8日総会で一部改正、平成9年9月1日より実施する。
- 平成18年5月10日総会で一部改正、平成18年4月1日より実施する。
- 平成21年5月13日総会で一部改正、平成21年4月1日より実施する。
- 平成22年5月12日総会で一部改正、平成22年4月1日より実施する。
- 平成24年5月2日総会で一部改正、平成24年4月1日より実施する。